

現代武道学科授業科目及び単位数（令和5年度入学生用）「23番代」

1 基礎科目

	授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考			
					1 年		2 年		3 年		4 年					
			必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年				
教養基礎科目	導入演習	演習	2		○											
	情報処理	演習	2		○											
	学習基礎教養演習	演習	2		○											
	総合英語A(含外国語コミュニケーション)	演習	1		○											
	総合英語B(含外国語コミュニケーション)	演習	1				○									
	総合英語C(含外国語コミュニケーション)	演習	1				○									
	総合英語D(含外国語コミュニケーション)	演習	1						○							
教 養 展 開 科 目	スポーツと哲学	講義	2	○		○		○						3分野から1科目以上計6単位以上 選択必修	人文分野	
	スポーツと現代思想	講義	2	○		○		○								
	心理学概論	講義	2	○		○		○								
	人の心と行動	講義	2	○		○		○								
	ことばと人間A	講義	2				○									
	ことばと人間B	講義	2				○									
	クリケットの発展から見える世界史とその実際	講義	2	○												
	日本の文化Ⅰ	講義	2	○												
	日本の文化Ⅱ	講義	2	○												
	単位互換科目(人文科学系)	講義	2	○			○		○							
	社会学概論	講義	2	○			○		○					社会分野		
	社会構造と人間関係	講義	2	○			○		○							
	消費経済とスポーツ	講義	2	○			○		○							
	世界経済・日本経済とスポーツ	講義	2	○			○		○							
	法学	講義	2	○			○		○							
	歴史学入門	講義	2	○			○		○							
	歴史と人間	講義	2	○			○		○							
	単位互換科目(社会科学系)	講義	2	○			○		○							
	生物科学	講義	2	○			○		○					自然分野		
	エコロジー概論	講義	2	○			○		○							
教養数学	講義	2	○			○		○								
自然災害と人間	講義	2	○			○		○								
単位互換科目(自然科学系)	講義	2	○			○		○								
体育系大学の基礎教養	講義	2		○									「認定」科目			
仙台大学の専門教養演習Ⅰ	演習	2					○									
仙台大学の専門教養演習Ⅱ	演習	2							○							
仙台大学の専門教養演習Ⅲ	演習	2								○						
海 外 文 化 科 目	スポーツに何故英語が必要か	演習	2	○												
	英会話A	演習	2				○									
	英会話B	演習	2				○									
	英会話C	演習	2						○							
	スポーツ&イングリッシュ	演習	2						○							
	就職のための英語	演習	2						○							
	ロシア語Ⅰ	演習	2	○												
	ロシア語Ⅱ	演習	2	○												
	中国語Ⅰ	演習	2				○									
	中国語Ⅱ	演習	2					○								
	韓国語Ⅰ	演習	2					○								
	韓国語Ⅱ	演習	2					○								
	ドイツ語Ⅰ	演習	2							○						
ドイツ語Ⅱ	演習	2							○							

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考			
				1年		2年		3年		4年					
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年	
海外文化科目	日本語Ⅰ	演習	2	○											
	日本語Ⅱ	演習	2	○											
	日本語Ⅲ	演習	2	○											
	日本語Ⅳ	演習	2	○											
科人生設計	キャリアプランニングⅠ	講義	2	○											「認定」科目
	キャリアプランニングⅡ	講義	2			○									
	キャリアプランニングⅢ	講義	2					○							

- 注 1) 基礎科目は、教養基礎科目10単位、教養展開科目12単位以上及び人生設計科目6単位の計28単位以上を修得しなければならない。
- 2) 基礎科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。
- 3) 単位互換科目とは、放送大学及び学都仙台コンソーシアムが提供する科目をいう。
(具体的な科目については、教育企画課備え付け資料で確認のこと。)

2 専門基礎科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考			
				1年		2年		3年		4年					
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年	
講義	体育原理	講義	2	○											4単位以上 選択必修
	解剖・生理学	講義	2	○											
	スポーツ心理学	講義	2	○											
	スポーツ指導の基礎(含実習)	講義	2	○											
	スポーツ社会学	講義	2	○											
	スポーツ経営学	講義	2	○											
	運動学(含運動方法学)	講義	2			○									
	スポーツ史	講義	2					○							
	スポーツ計量学	講義	2					○							
	スポーツ医学概論	講義	2	○											
	運動生理学	講義	2			○									
	運動障害救急法(含実習)	講義	2			○									
	スポーツバイオメカニクス	講義	2			○									
	スポーツ栄養学	講義	2			○									
	社会の安全・安心概論Ⅰ	講義	2		○										
	社会の安全・安心概論Ⅱ	講義	2		○										
	武道概論	講義	2		○										
	日本国憲法	講義	2			○									
実技	体力トレーニング	実技	1	○											2単位以上 選択必修
	柔道Ⅰ	実技	1	○											
	剣道Ⅰ	実技	1	○											
	空手道	実技	1	○											
	合気道	実技	1	○											
	陸上競技	実技	1	○											
	器械運動	実技	1			○									
	水泳	実技	1	○											
	バレエボール	実技	1	○											
	テニス	実技	1	○											
	バドミントン	実技	1	○											
	卓球	実技	1	○											
	バスケットボール	実技	1			○									
	ハンドボール	実技	1			○									
	サッカー	実技	1			○									
	ラグビー	実技	1			○									
	ダンスⅠ	実技	1	○											
	海浜実習	実技	1	○											

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考			
				1年		2年		3年		4年					
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年	
実技	スキーⅠ	実技	1	○											
	キャンプ	実技	1	○											
	スケート	実技	1	○											

- 注 1) 専門基礎科目は、講義及び実技科目について、計31単位以上を修得しなければならない。
2) 専門基礎科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

3 発展科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
社会の安全・安心概論Ⅲ	講義		2			○								8単位以上 選択必修 (実習1単位を含む)
社会の安全・安心概論Ⅳ	講義		2			○								
社会の安全・安心概論Ⅴ	講義		2			○								
柔道方法論	講義		2			○								
剣道方法論	講義		2			○								
柔道指導法演習Ⅰ	演習		2					○						
剣道指導法演習Ⅰ	演習		2					○						
柔道指導法演習Ⅱ	演習		2					○						
剣道指導法演習Ⅱ	演習		2					○						
柔道Ⅱ	実技		1			○								
剣道Ⅱ	実技		1			○								
応用武道護衛	講義		2			○								
応用武道実技Ⅰ	実技		1			○								
応用武道実技Ⅱ	実技		1			○								
海外武道実習	実習		1			○								
武道実践実習	実習		1					○						
臨床心理学	講義		2					○						2単位以上 選択必修
安全・安心関係法令概論Ⅰ	講義		2			○								
安全・安心関係法令概論Ⅱ	講義		2					○						
韓国伝統武道	実技		1			○								
中国武術Ⅰ	実技		1			○								
中国武術Ⅱ	実技		1					○						
卒業研究Ⅰ	演習		2					○						
卒業研究Ⅱ	演習		4									○		

- 注 1) 発展科目は、必修・選択必修を含め24単位以上を修得しなければならない。
2) 発展科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

4 応用科目

授業科目	種別	単位数		標準履修学年								備考		
				1年		2年		3年		4年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
スポーツコーチング概論	講義		2			○								
スポーツトレーナー概論	講義		2			○								
アスリート育成論	講義		2					○						
スポーツ情報戦略論	講義		2					○						
トレーニングのプログラムデザイン	講義		2					○						
コンディショニング論	講義		2					○						
スポーツマネジメント概論	講義		2			○								
体力相談と運動処方	講義		2					○						
衛生・公衆衛生学	講義		2			○								

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考		
				1 年		2 年		3 年		4 年				
				必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年		半期	通年
学校保健学	講義		2						○					
警備ビジネス論	講義		2						○					
警備制度と国際社会	講義		2						○					
犯罪学	講義		2						○					
メンタルトレーニング	講義		2						○					
水上安全法（含実習）	講義		2						○					
スポーツ医学A	講義		2				○							
スポーツ医学B	講義		2						○					
アルゴリズムとプログラム	演習		2				○							
情報ネットワークとセキュリティ	講義		2				○							
データ処理の基礎	講義		2						○					
学生アスリートのための社会人基礎力	講義		2				○							
文章表現論Ⅰ	講義		2						○					
文章表現論Ⅱ	講義		2						○					
社会調査法Ⅰ	講義		2	○										
社会調査法Ⅱ	講義		2	○										
社会統計学Ⅰ	講義		2				○							
社会統計学Ⅱ	講義		2				○							
スポーツコーチング実習	実習		1						○					
テーピング	実技		1	○										
レクリエーション実技Ⅰ	実技		1	○										
エアロビックダンス	実技		1						○					
体操（含体づくり運動）	実技		1				○							
ソフトボール	実技		1						○					
野球	実技		1						○					
新体操	実技		1				○							
社会調査演習	演習		2						○					
社会調査実習	実習		2							○				
教育の基礎理論A	講義		2				○							
教育の心理	講義		2				○							
教育の制度A	講義		2				○							
教育課程論	講義		2						○					
保健体育科教育論Ⅰ	講義		2				○							
保健体育科教育論Ⅱ	講義		2						○					
保健体育科教育論Ⅲ	講義		2						○					
保健体育科教育論Ⅳ	講義		2						○					
教育方法論A（ICT活用含む）	講義		2						○					
教育相談	講義		2				○							
生涯学習概論A	講義		2	○										
生涯学習概論B	講義		2				○							
社会教育経営論A	講義		2						○					
社会教育経営論B	講義		2								○			
社会教育演習	演習		2						○					
社会教育実習	実習		2						○					
教育社会学	講義		2				○							
生涯学習支援論	講義		2						○					
ボランティア活動実践A	実習		1	○										認定科目
ボランティア活動実践B	実習		1				○							
ボランティア活動実践C	実習		1						○					
ボランティア活動実践D	実習		1								○			
海外短期研修A	実習		1	○			○		○		○			認定科目
海外短期研修B	実習		1	○			○		○		○			
海外短期研修C	実習		1	○			○		○		○			
海外短期研修D	実習		1	○			○		○		○			

- 注 1) 応用科目で修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。
 2) 社会調査演習及び社会調査実習を履修することができるのは、社会調査法Ⅰ・Ⅱの単位を修得した者に限る。
 3) 生涯学習概論B、社会教育経営論A・B及び社会教育演習を履修することができるのは、生涯学習概論Aの単位を修得した者に限る。

5 教職に関する科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考		
				1 年		2 年		3 年		4 年				
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年			
教職論 A	講義		2	○										
特別支援教育論（児童生徒）	講義		2					○						
道徳教育論	講義		2					○						
「総合的な学習の時間」論	講義		2					○						
特別活動論	講義		2			○								
生徒指導論 A (含進路指導及びキャリア教育の理論及び方法)	講義		2					○						
教育実習 I	講義		1					○		○				
教育実習 II	実習		2					○						
教育実習 III	実習		2							○				
教育実習 IV	実習		4									○		
教職実践演習（中・高）	演習		2							○				
教職総合演習	演習		2					○						
教職総合実技	実技		1					○						
教職キャリア演習 I	演習		2					○						
教職キャリア演習 II	演習		2					○						
保健体育科授業研究 I	演習		2					○						
保健体育科授業研究 II	演習		2					○						

注 修得した単位は、卒業単位に含めない。

6 自由科目

授 業 科 目	種 別	単位数		標準履修学年								備 考		
				1 年		2 年		3 年		4 年				
		必修	選択	半期	通年	半期	通年	半期	通年	半期	通年			
スポーツターフ管理概論 I	講義		2			○								
スポーツターフ管理概論 II	講義		2					○						
アスレティックトレーニング論 I	講義		2			○								
コンディショニング実習	実習		1					○						

注 修得した単位は、卒業単位に含めない。

仙台大学教育課程及び履修方法に関する規程〈現代武道学科〉(令和5年度入学生用)「23番代」

趣 旨

(趣旨)

第1条 仙台大学学則(以下「学則」という。)第34条の規程に基づき教育課程及び履修方法については、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が定める。

教育課程

(教育課程の編成方法)

第2条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配分して構成する。

(授業科目の区分)

第3条 授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目及び自由科目に分ける。

2 基礎科目は、教養基礎科目、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)海外文化科目及び人生設計科目に分ける。

(授業科目及び単位数)

第4条 授業科目及び単位数等は、別表のとおりとする。

授業の方法

(授業の方法)

第5条 授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

教育科目の履修

(基礎科目)

第6条 基礎科目については、教養基礎科目の7科目10単位(必修)、教養展開科目から6科目12単位以上、及び人生設計科目の3科目6単位(必修)、計28単位以上を修得しなければならない。なお、教養展開科目で必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

2 基礎科目のうち海外文化科目については、修得した単位を、すべて卒業単位に含めることができる。

3 単位互換により修得した単位は、教養展開科目(人文分野・社会分野・自然分野)に含めることができる。単位互換の詳細については、学長決定事項として、学長が別に定める。

4 本条第1項にかかわらず、外国人留学生に関しては、教養基礎科目については、「総合英語A(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語B(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語C(含む外国語コミュニケーション)」、「総合英語D(含む外国語コミュニケーション)」に替えて「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」、「日本語Ⅲ」、「日本語Ⅳ」の4科目8単位(必修)を修得しなければならない。また、教養展開科目について、「日本の文化Ⅰ」、「日本の文化Ⅱ」の2科目4単位(必修)を含む8科目16単位以上を修得しなければならない。

(専門基礎科目)

第7条 専門基礎科目については、講義科目12科目24単位(必修・選択必修)及び実技科目7科目7単位以上(必修・選択必修)、計31単位以上修得しなければならない。

2 専門基礎科目で、必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(発展科目)

第8条 発展科目については必修・選択必修を含め24単位以上を修得しなければならない。必要な単位を超えて修得した単位は、すべて卒業単位に含めることができる。

(応用科目)

第9条 応用科目は、修得した単位すべて卒業単位に含めることができる。

(自由科目)

第10条 自由科目は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が別に定める他学科科目とする。修得した単位は卒業単位に含めない。

(履修の手続)

第11条 学生は、あらかじめ履修しようとする授業科目を決め履修の登録をしなければならない。履修手続き

については、学長決定事項として、学長が別に定める。

2 前項の履修登録を行っていない授業科目は、履修することができない。

(C A P制)

第11条の2 学科・学年を問わず、1年間に履修登録できる単位数の上限を49単位とし、それを超えての履修登録はできない。

2 前項に関わらず、成績等により上記の単位数を超えて履修登録することができる。

3 第1項及び第2項に係るC A P制の運用に関する事項は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が別に定める。

(履修の取消)

第12条 履修登録した授業科目を途中で取り消す場合は、所定の手続きによって担当教員の許可を得るものとする。

(定期試験)

第13条 定期試験は、原則として学期末に行う。但し、必要があるときは、この限りではない。

2 試験は、筆答試験、レポート、口述試験等のいずれか又は併用によって行われる。但し、実験、実習及び実技については、平常の成績及び定められた課題によって行う。

(受験資格、受験方法等)

第14条 受験資格、受験方法等については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(試験における不正行為)

第15条 試験において不正行為があった場合は、当該学期に受験した全科目を無効とする。

(追試験)

第16条 病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。その詳細については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(特別試験)

第17条 不合格となった授業科目の再試験は行わない。但し、卒業又は本学で認める資格取得に必要な科目の一定の単位が不足している者については、特別試験を行う。その詳細については、学長決定事項として、学長の命により教務委員会が別に定める。

(成績評価)

第18条 成績評価は、学年末又は授業が終わった学期末に行われる。

2 評価は、原則として試験の成績及び平常の学業成績に基づいて行われる。

3 履修成績の評価の区分は次に掲げるとおりとし、「可」以上を合格とする。

- ・「秀」 90点以上
- ・「優」 80点以上から89点まで
- ・「良」 70点以上から79点まで
- ・「可」 60点以上から69点まで
- ・「不可」 60点未満
- ・「放棄」 総授業時間数の3分の2未満の出席又は定期試験未受験等

4 前項にかかわらず、一部の科目については、次に掲げるとおりとし、「認定」を合格とする。

- ・「認定」 60点以上
- ・「不可」 60点未満
- ・「放棄」 総授業時間数の3分の2未満の出席又は定期試験未受験等

5 学則第31条の2、第31条の3、及び第32条の規程に基づき認定した単位等の評価は、「認定」とする。

6 大学教育における成績評価基準の標準化及び厳格な成績評価のために、G P A (グレードポイントアベレージ)による成績評価を行う。G P Aの運用に関する事項は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が別に定める。

(再履修)

第19条 修得した授業科目は再履修することができない。

(単位の取消)

第20条 すでに修得した授業科目の単位は取り消すことができない。

(履修単位の保留)

第21条 当該学期の学費が未納の場合は、納入されるまでの間、履修した授業科目の単位は保留される。

(履修成績の通知)

第22条 履修成績は、成績通知書により通知する。

(修学改善勧告及び退学処分)

第23条 1年間に履修した授業科目につき、16単位以上を修得できない者（卒業単位を修得した者又は従前の修学状況等により修学改善勧告を行うことが適当でないと判断される者を除く）に対し、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が修学改善勧告を行う。

2 修学改善勧告を受けた者で、次年度においても改善の意思がないと判断される者については学則第38条に基づき退学処分とする。

(規程の改廃)

第24条 この規程は、学長裁定事項として教授会意見聴取のうえ、学長が改廃する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の第4条及び第6条は、平成27年度入学生より適用する。なお、この規程にかかわらず、平成24年度から平成26年度までの入学生、並びに上記年度入学生が属する学年に編入する編入学生については、一部の科目を除き従前の規定によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成28年度入学生から適用する。なお、この規定にかかわらず、第23条は平成28年4月1日に在学する者に適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(1) 試 験 細 則

(趣旨)

第1条 この細則は、「仙台大学教育課程及び履修方法に関する規程」（以下「規程」という。）第13、14、15、16、17条の規定に基づき、試験に関して学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が定める。

(試験の種類)

第2条 試験は、定期試験、追試験及び特別試験とする。

(定期試験)

第3条 定期試験は、「規程」第13条に定めるとおりとする。

(追試験)

第4条 追試験は、「規程」第16条に定めるとおりとする。

2 定期試験を受けることができないため追試験を受けようとする者は、その理由を明らかにする書類を添え、原則として授業終了日までに教育企画課に届け出て、追試験願を提出しなければならない。

3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入しなければならない。但し、病気及び単位互換に伴う単位認定試験受験など、やむを得ない事由による追試験受験の場合は、手数料を徴収しない。

4 追試験は、当該学年の成績提出期限までに行うことを原則とする。

(特別試験)

第5条 特別試験は、「規程」第17条に定めるとおりとする。

2 特別試験は、卒業年次に履修した科目で、合格点に達しなかった科目4科目以内の学生に限り、受けることができる。

3 特別試験を受ける者は、教育企画課に届け出てその指示を受け、所定の手数料を添えて特別試験願を提出しなければならない。

4 特別試験は、学長決定事項として、学長が別に定める期間に行う。

(受験資格)

第6条 試験を受ける者は、次に掲げる各号を満たす者でなければならない。

一 試験を受けようとする授業科目を、その学年において登録していること。

二 同一科目について前年度までに単位を修得していないこと。

三 各履修科目の総授業時数の3分の2以上出席していること。

(受験の方法)

第7条 筆答試験を受ける者は、指定の日時・試験会場で受験しなければならない。レポート試験、又は口述試験を受ける者は、担当教員の指示により受験するものとする。

(細則の改廃)

第8条 この細則は、学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が改廃する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(2) 受 験 心 得

受験に際しては、以下の事項を厳守すること。

- 1 指定された試験の日時・試験場で受験すること。
- 2 学生証は必ず携帯し、指定の座席の机の上に提示すること。
- 3 持込みを許可されたもの以外は、すべて腰掛の下に置くこと。(机の中には入れないこと。)
- 4 机上にまぎらわしい文字が書き込んである場合は、挙手し、監督の点検を受けること。
- 5 教室の机、腰掛を監督者の許可なく、移動してはならない。

- 6 受験者は、試験開始後20分以上経過した場合は、入室できない。また、受験開始後30分を経過するまでは退室することはできない。
- 7 答案用紙を持ち帰ってはならない。
- 8 受験者は、試験場内において、一切不正な行為をしてはならない。
- 9 不正行為があった場合は、「教育課程及び履修方法に関する規程」第15条により、当該学期に受験した全科目が無効となる。さらに、その他の処分が学長指示事項として必要により教授会の意見を求め、学長が決定することがある。
- 10 その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

GPAポイントの算出について

GPAポイントを以下のように定める。誤解の無いよう、正しく理解することが求められる。

合格：秀・S（90～）＝4、優・A（80～）＝3、良・B（70～）＝2、可・C（60～）＝1

不合格：不可・D（～59）＝0、放棄・F＝0

<算出式>

$$GPA = \frac{4.0 \times S \text{の修得単位数} + 3.0 \times A \text{の修得単位数} + 2.0 \times B \text{の修得単位数} + 1.0 \times C \text{の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（DやFの単位数も含む）}}$$

*小数点第4位を切り捨て、小数点第3位までの数値で表示する。

<留意点>

- ① 認定・N：「認定」の科目は、GPA算出の対象としない。
- ② 履修登録変更期間以降に履修放棄をした科目は、原則として算出の分母に加える⇔GPAポイントが必然的に低くなる⇔**変更期間以降は安易に放棄することなく、最後まで受講し確実に単位を修得すること。**
- ③ 秀「S」とは、教員が設定した学習目標に対し、ほぼ完全に目標を達成した学生に与えられる。

CAP制の特別措置

前年度のGPAポイントが

- ① 2.0ポイント以上の場合、履修登録に8単位の追加を認める。
- ② 2.5ポイント以上の場合、履修登録に12単位の追加を認める。
- ③ 3.0ポイント以上の場合、履修登録に16単位の追加を認める。